



町史の中から

合併の歴史を ふり返ってみましょう



井川町は、昭和三十年二月一日、上井河村と下井河村が合併し井川村となり、昭和四十九年の町制施行を経て現在に至っています。

井川村誕生に至るまでの動きについて、「井川町史」では次のように記述しています。

昭和二十九年二月の「村のあゆみ」(上井河村公民館編集)に、論説「町村合併促進について」が載っている。

今日の如く村自治体維持のためその予算の半分以上を平衡交付金に頼っている現状を打開のためには、進んで合併の意義をさと、最も合理的且つ能率的

広報いかわ 555

編集 発行/井川町役場情報課

〒018 1596

秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78

1

☎018(874)4413

FAX(874)2600

印刷/秋田協同印刷株式会社

満足感を充満してくれる合併をおし進める決意を全村民に訴えたいのである。村は町村合併調査委員会を設置し、種々調査に当たっているが、人口・地勢・産業・経済・文化百般に亘り、村民の慣習慣行を凝視し、いやしくも政治政略の為にのみその自由の言辞を弄してはならない。(略)

村民の気風気質の点を考慮し、いたずらな誇大夢想を止めて、真に手に手をとって進む可能な点を重視し、合併後における紛糾を最少限度絶無を期すべく、万全の良心的努力を調査委員各氏に願いたいものである。

合併への道は必ずしも平坦ではなかったが、村の実情と村民の願望がこの一文からもうかがえる。

上・下井河村では、同年二月二十二日、いち早く合併に関する協議を行い、ついで飯田川町に対しても合併の用意があることを申し入れ、その結果、同町でも「三力町村の合併を促進すべし」との結論に達し、同年四月十三日には三か町村合同調査会を開くことになった。(略)

かし、事態はその後なお流動した。(略)突如、合併問題は大きく揺れた。飯田川町内の虹川地区住民には、その地理的環境から昭和・豊川との合併希望も根強く残り、かつ数年前に分町した経緯もあって完全な意見一致を見出せなかつたからであった。しかし、上・下井河両村合併の基本方針は微動だにしなかつた。九月三日、両村合併のための調査会を終え、規約を定め、鷲谷嘉兵衛(下井河村公民館長)を長とする事務局を設置し、十一月一日を合併決議目標に準備に取り組んだのである。もちろん、この段階でも三力町村合併の理想は捨てず、両村の合併後であっても「飯田川町にその気運が高まったときは受け入れよう」と寛大であった。飯田川町もまた三力町村案の希望を全く捨てたわけではなかつた。(略)

こうして、昭和三十年二月一日、新村井川村が誕生した。村民の願望とはいいながら、財産状況・税・諸機関・団体・人事等々の分野でも具体的には複雑な難しい問題を抱えていた。しかし、その困難を乗り越えて円満に目標を成し遂げたことは、小異を捨て、大道を誤らなかつた村民ならびに村内指導者の良識と熱意があつた。

市町村合併

あなたの意見をお聞かせください

～座談会を開催、アンケート調査も～



まちづくりを進めるうえで町民のみなさんの参加は欠くことができません。特に市町村合併は、町の将来や私たちの生活に深く関わる重要な課題です。それだけに、さまざまな期待や不安が想定されます。

今後、議論や検討を進めていくうえでその効果と懸念される事項を十分に踏まえていく必要があります。町では、市町村合併について、町の将来を考慮するよい機会ととらえ、情報提供に つとめながら町民のみなさんと共に議論を深めたいと考えています。

これまで町では、平成十一年のアンケート調査に続いて、昨年のまちづくり懇談会では、市町村合併を主要テーマに掲げ、町民のみなさんの意向把握に つとめてきましたが、その後の状況変化を踏まえ、改めて座談会とアンケート調査を実施する予定です。この座談会とアンケート調査結果をもとに、最終的な方向を決めたいと考えています。日程等については、このあと決まり次第お知らせします。

夢と希望に満ちたふるさとづくりのために、町民一人ひとりが意見を出し合い、共に考えることが大切です。町民のみなさんの積極的な意見をお聞かせください。

就業先の状況(15歳以上)

(平成12年国勢調査)(単位:人)

区分	町内	秋田市	五城目町	飯田川町	八郎潟町	昭和町	天王町	その他	合計
井川町	1,462	666	201	147	145	144	61	118	2,944
	49.7%	22.6%	6.8%	5.0%	4.9%	4.9%	2.1%	4.0%	100%

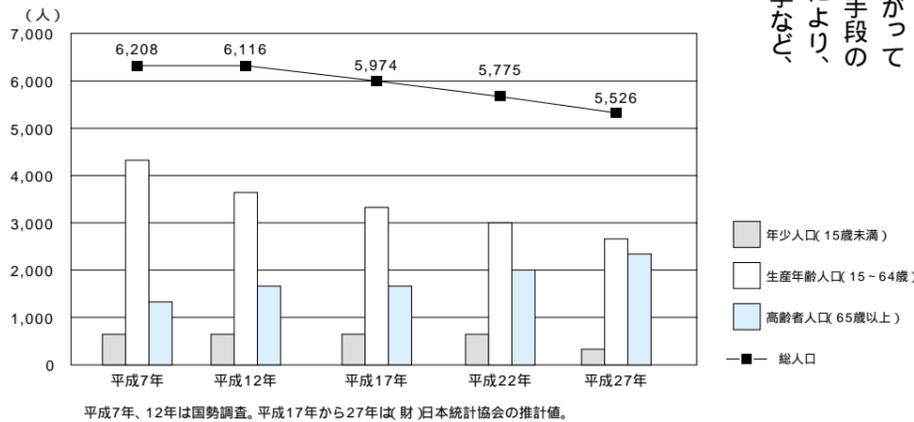
消費購買状況

(平成13年消費購買動向調査 県商工会連合会)

区分	地元購買率(%)	他の市町村での購買状況			
		1番高い市町村	割合(%)	2番目に高い市町村	割合(%)
井川町	最寄品	秋田市	16.9	五城目町	10.0
	買回品	秋田市	49.2	八郎潟町	9.4

最寄品:「生鮮食品」「その他の食料品」「日用雑貨品」「下着・肌着」の4品目
買回品:上記以外の商品(13品目)

井川町の人口推計



平成7年、12年は国勢調査。平成17年から27年は「財」日本統計協会の推計値。

今、なぜ市町村合併なの？

生活圏が広がっています

私たちの日常の生活行動は、町の枠を越えて大きく広がっています。交通・情報通信手段の発達や経済活動の進展により、買い物や医療、通勤、通学など、

ひとつの市町村の枠の中だけで生活しているわけではなくなってきました。こうしたことに対応し、迅速で効率的な行政サービスを展開していくためにも市町村区域の見直しについて考えるときにきています。

特集

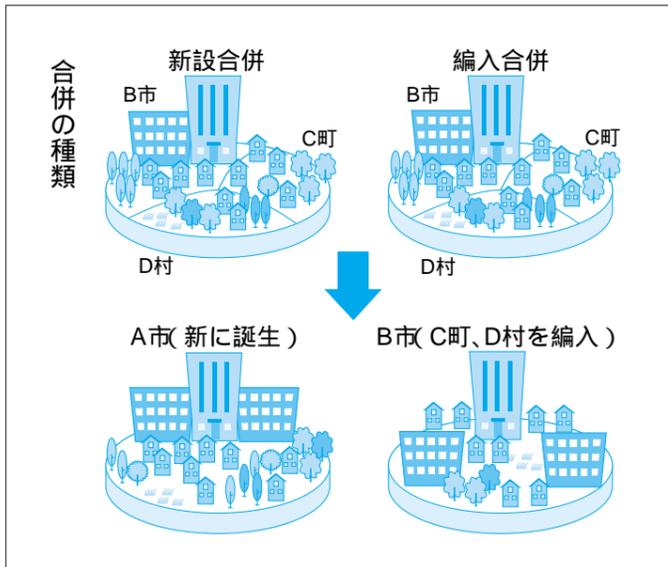
どうする『市町村合併』

いま、全国的に議論されている「市町村合併」。町の将来の姿を展望するとき、合併議論は避けられない状況となっています。町では職員による合併検討会を立ち上げ、周辺市町村のデータ収集を中心に調査・研究を進めてきたほか、町議会でも合併研究会の中で検討を重ねています。市町村合併は、町の将来や私たちの生活に深く関わる重要な課題です。「合併する、しない」に関わらず夢と希望に満ちたふるさとづくりのために、町民一人ひとりが積極的に意見を出し合い、共に考えることが大切です。

『市町村合併』とは？

市町村合併とは、いくつかの市町村がひとつになり、より大きな市町村になることで、合併の形態は、それぞれが対等に合併して新しい市町村となる「新設合併」と一方の市町村に吸収される「編入合併」の二種類に分けられます。いずれも合併することで行財政基盤を強化し、今の暮らしを維持しながら、さらに行政サービスの向上を図ろうとするものです。

現在の地方行政体制は、昭和三十年前後の「昭和の大合併」といわれる際に決められたもので、本町も昭和三十年二月一日、「上井河村」と「下井河村」が合併して「井川村」となり、



その後、昭和四十九年六月一日町政施行し、現在に至っています。今、全国の地域で合併論議が高まっています。合併に関するいろいろな財政支援措置を盛り込んだ「合併特例法」の有効期限が平成十七年三月までとなっており、それぞれの市町村が「合併する、しない」の判断に迫られているからです。

少子・高齢化が進んでいます

少子・高齢化が急激に進んでいます。本町の出生数は昭和四十年代をピークに年々減り続け、平成十三年の出生数は四八人となつています。このことは、将来の人口減少を招くことになり、推計では平成三十七年の町の総人口は五〇〇〇人を割り込むと予測されています。また、総人口に占める六五歳以上の人口割合(高齢化率)は逆に年々上昇し、平成十二年国勢調査の二六%から、平成三十七年には四九%に達する見込みです。少子・高齢化が進むことで、福祉サービスを受ける人が増える一方、保険料などを支える世代が減り、財政負担が増加することから、財政基盤の強化が求められます。

独自の地域づくりが求められています

自分たちのことは自分たちで決めて実行する「地方分権」の時代に入りました。地方分権一括法の施行に伴い、市町村自身の責任と判断で処理する事務が増えつつあり、自らの創意と工夫で地域の実情にあった政策を

立案し、実行し、評価する能力が必要とされていますが、現状ではそうした対応が困難になることが予想されます。

そのためには、合併によって人的、財政的にも基盤を強化し、地域づくりを効率化することも選択肢のひとつといえます。

国・地方を通じて 財政事情が悪化しています

国・地方ともに財政事情はきわめて厳しい状況にあります。町の財政状況は、地方交付税の削減や景気低迷による税の減収、公債費(借金の返済)などの義務的経費の増加などにより厳しい状況にあります。こうした中で、いままでのサービスに支障を生じないようにしながら、さらに環境保全や少子・高齢化、高度情報化などの新たな要望にこたえていくことは難しくなると思われます。

こうしたことから、将来的には行財政の大幅な合理化・効率化は避けて通れない状況となっています。

このように、市町村を取り巻く昨今のさまざまな課題を解決する選択肢のひとつとして「市町村合併」が取り上げられています。

合併で期待されること 心配されること

合併によって期待されること

合併しても、現在の市町村が抱える問題が全て解決するわけではありませんが、一般的には次のような効果が期待されています。

- 1 住民の利便性の向上**
生活実態に合った旧市町村境界を越えた小・中学校などの行政単位の設定ができます。
旧隣接市町村の図書館やスポーツ施設、福祉施設などの公共施設が制限を受けることなく利用できるようになります。
- 2 組織の効率化による行政サービスの維持・向上**
直接住民サービス提供を行わないような総務や企画部門など重複部分を整理することで、行政サービスの水準を低下させることなく組織の効率化が可能になります。
地方交付税が維持される特例期間（一〇年間）の中で、組織の効率化を積極的に行えば、その分新たな
- 3 事務事業の効率化**
近隣地区をまとめて一体的に事務事業を実施することにより、旧市町村境界による場合と比較し経費が節減されます。
今までの経費の範囲で、管理を集中的に行うことにより、経費節減が可能となります。
- 4 財政基盤の強化による重点的な投資の実現**
財政規模が大きくなり、その基盤が強化されることにより、重点的な投資や大規模な投資を必要とするプロジェクト等の実施が可能となります。
- 5 広域的な行政課題への対応**
狭い行政範囲の枠組みで対応するより、広域的視点に立って、ゴミ処理や道路等の整備、国保などを効果的に実施できます。
一部事務組合方式による広域行政は、すべての市町村が了承した事柄しか処理できず、また、その意志決定自体も迅速にはできません。
合併した場合には、大きな視点に立ち、迅速で効率的な行政サービスが可能となります。
- 6 地域のイメージアップと総合的な活力の強化**
地域の存在感やイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定住、重要プロジェクトの誘致が期待できます。
多様な性格をもった地域や産業が存在することで、ひとつの特性に頼らない総合的な力の強化が可能となります。
- 7 地方分権の進展への相乗効果**
国は地方分権の推進に合わせ、市町

合併にあたって心配されること

一般的には次のような心配ごとがありますが、この他にもいろいろな問題も起こりうると思われま

- 1 役場が遠くなって、今までより不便になりませんか？**
合併後も、役場は当分の間、引き続き新市町村の支所や出張所として活用される例が多く、窓口サービスはいままでと変わりなく受けられるように努めなければなりません。
IT（情報通信技術）の発達により、役場に行かなくてもオンラインで
- 2 住民の声が届きにくくなりませんか？**
申請などを行うことができ、地理的な距離は問題にならない社会になりつつあります。
地域ごとの公聴会など従来からあるものだけでなく、旧市町村のバランスを図る「地域審議会」を設置し、合併前の旧市町村の意向に沿えるような体制をつくらなければなりません。
行政組織の効率化により、広聴部門の充実が可能となり、さらにはインターネットなどによる新しい形態での住民参加も考えられます。
- 3 中心部だけが良くなって、周辺はさびれませんか？**
合併協議会などで様々な意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけでなく、周辺部のことも考えたまちづくり計画「市町村建設計画」をつ
- 4 税金が高くなったり、サービスが低下しませんか？**
合併前の市町村間で住民サービスの水準や使用料等は異なっています。
これらについて、合併前に話し合っ
- 5 地域の歴史や文化、伝統などが失われていきませんか？**
合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史や文化、伝統などについては、旧市町村の名称を市町村内の町・字名や学校など公共施設の名称として残したり、合併を機に地域の歴史館を整備するなど、新市町村の貴重な財産として見守って行くべきであり、地域の歴史や文化を見直すチャンスでもあります。
- 6 財政状況に差がある市町村との合併は、不利になりませんか？**
財政状況に差がある市町村との合併は、このような不満の声も聞かれます。
財政状況の良い市町村は周辺市町村からの労働力、購買力などの恩恵を受けていることなどもあり、住民の立場からすれば、通勤地など



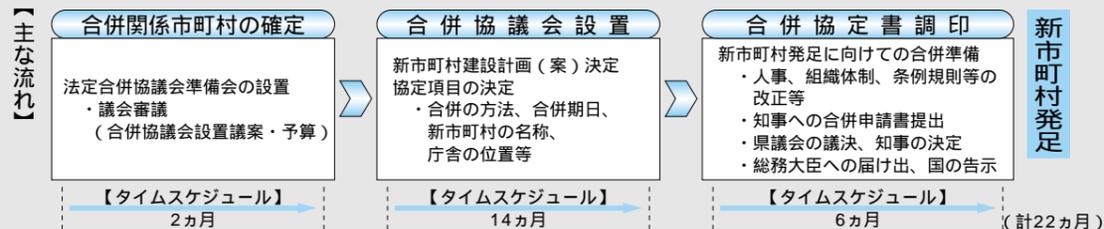
近隣市町村の広域的事務処理状況

	消防	ごみ処理	し尿処理	火葬場	介護保険者	介護認定審査	教育	農協	
大湯村	男鹿地区消防一部事務組合	大湯村ほか二町衛生処理組合	公共下水道100%		単独	南秋田郡介護認定審査会		大湯村	
若美町		単独	男鹿地区衛生処理一部事務組合	単独	単独	単独		秋田みなみ	
男鹿市		単独	単独	単独	単独	単独			
天王町	湖東地区行政一部事務組合	湖南地区衛生処理組合	単独		単独	南秋田郡介護認定審査会	昭和町飯田川町羽城中学校組合	あきた湖東	
昭和町		単独	単独	単独	単独				
飯田川町		大湯村ほか二町衛生処理組合	八郎湯町・井川町衛生処理施設組合	湖東地区行政一部事務組合	単独	単独			
八郎湯町		単独	単独	単独	単独	単独			
井川町	単独	単独	単独	単独	単独				
五城目町	単独	単独	単独	単独	単独				

を含めた生活圏の一体的な発展が図られることが望ましいといえるのではないのでしょうか。
今は財政事情が良くても、小規模の単独市町村でこの先やっていく場合の展望を見据えて議論すべきと思われま

市町村合併の主な流れ

市町村合併に至る主な流れは、下図のとおりです。
「タイムスケジュール」は標準的な目安ですが、平成17年3月の法律適用期限までに合併するには、平成15年5月までに法定合併協議会を設立する必要があります。



合併パターン 南秋6町

構成市町村 / 井川町、五城目町、八郎潟町、昭和町、飯田川町、天王町

面積 / 377.88km²

総人口 / H12 61,732人 (高齢化率23.6%)

(H17以降は推計値)

H17 61,115人 (高齢化率25.2%)

H27 58,464人 (高齢化率31.1%)

H37 54,683人 (高齢化率35.0%)

H12財政状況 / 普通会計決算規模約262億円

・人口一人当たり地方交付税204千円

・人口一人当たり地方税70千円

・人口一人当たり積立金の額69千円

・人口一人当たり借入金の額463千円

合併支援措置 / 合併特例債の発行可能額 約348億円

合併に際して想定されること

- ・総人口が5万人を越え、合併特例法の規定にかかわらず市になることができます。
- ・人口推計によると、平成27年には今より総人口で約3千人の減が予想され、このうち、生産年齢人口



口で約6千人の減、年少人口で約1千人の減、逆に老年人口が約4千人の増となり、高齢化率は30%代になります。

合併パターン 湖東3町

構成市町村 / 井川町、五城目町、八郎潟町

面積 / 279.92km²

総人口 / H12 26,021人 (高齢化率26.5%)

(H17以降は推計値)

H17 24,497人 (高齢化率30.4%)

H27 21,036人 (高齢化率37.5%)

H37 17,364人 (高齢化率43.8%)

H12財政状況 / 普通会計決算規模約131億円

・人口一人当たり地方交付税254千円

・人口一人当たり地方税72千円

・人口一人当たり積立金の額85千円

・人口一人当たり借入金の額572千円

合併支援措置 / 合併特例債の発行可能額 約128億円

合併に際して想定されること

- ・総人口2万6千人で、市になる要件をクリアできません。(合併特例法で規定されている平成16年3月31日までに合併した場合も同様です。)
- ・比較的規模が小さいため、今までどおりのきめ細かい行政サービスを維持できる可能性があります。



・人口推計によると、平成27年には今より総人口で約5千人の減が予想され、このうち、生産年齢人口で約4千人の減、年少人口で約2千人の減、逆に老年人口が約1千人の増となり、高齢化率は37%に達します。

合併パターン 南秋8町

構成市町村 / 井川町、五城目町、八郎潟町、昭和町、飯田川町、天王町、若美町、大潟村

面積 / 590.67km²

総人口 / H12 72,716人 (高齢化率22.3%)

(H17以降は推計値)

H17 71,682人 (高齢化率25.2%)

H27 68,219人 (高齢化率31.1%)

H37 62,988人 (高齢化率35.1%)

H12財政状況 / 普通会計決算規模約353億円

・人口一人当たり地方交付税228千円

・人口一人当たり地方税75千円

・人口一人当たり積立金の額82千円

・人口一人当たり借入金の額525千円

合併支援措置 / 合併特例債の発行可能額 約443億円

合併に際して想定されること

- ・南秋田郡内のすべての町村であり、歴史的な結びつきが強く、共通の文化があります。
- ・八郎湖の水質浄化など、共通の地域課題をもっています。
- ・規模がある程度大きくなることで、財政的なスケールメリット(規模が大きくなることによって生まれる効果)がはたらくことが想定されます。



ールメリット(規模が大きくなることによって生まれる効果)がはたらくことが想定されます。

・地理的にみた場合、八郎湖の存在により、8カ町村の一体的な都市機能整備はむずかしいことが考えられます。

・人口推計によると、平成27年には今より総人口で約4千人強の減が予想され、このうち、生産年齢人口で約7千人の減、年少人口で約2千人の減、逆に老年人口が約5千人の増となり、高齢化率は31.1%になります。

合併パターン 湖東5町

構成市町村 / 井川町、五城目町、八郎潟町、昭和町、飯田川町

面積 / 336.37km²

総人口 / H12 40,045人 (高齢化率25.7%)

(H17以降は推計値)

H17 38,217人 (高齢化率29.3%)

H27 33,786人 (高齢化率35.8%)

H37 28,824人 (高齢化率41.3%)

H12財政状況 / 普通会計決算規模約197億円

・人口一人当たり地方交付税243千円

・人口一人当たり地方税73千円

・人口一人当たり積立金の額75千円

・人口一人当たり借入金の額578千円

合併支援措置 / 合併特例債の発行可能額 約232億円

合併に際して想定されること

- ・総人口4万人を割り込むことが予想され、平成16年3月31日までに合併した場合には、市になる要件をクリアできます。
- ・湖東地区行政一部事務組合(消防、斎場)の構成



町(五城目町は単独)で、消防の機動性等の確保や装備などの一層の高度化等が考えられます。

・J Aあきた湖東の合併と共通する組み合わせとなります。

・人口推計によると、平成27年には今より総人口で約6千人の減が予想され、このうち、生産年齢人口で約6千人の減、年少人口で約2千人の減、逆に老年人口が約2千人の増となり、高齢化率は35%に達します。

想定される合併パターン

合併しないとならぬもの？

——単独立町の課題——

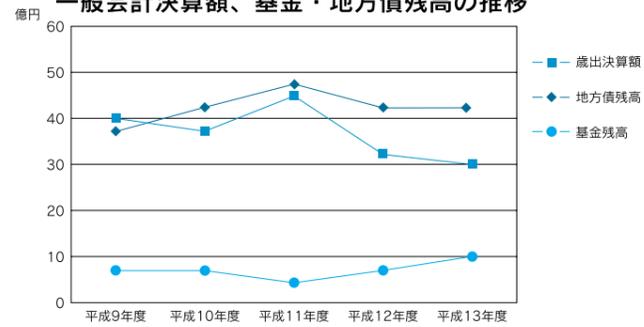
市町村合併は、必ず行わなければならないかといえませんが、町の選択としては「井川町」として存続することも考えられますが、行政サービスや施策、将来展望などが今までとおりとは限りません。

町の財政状況は、地方交付税の削減や景気低迷による税の減収等により厳しい状況にあります。今後も地方交付税の削減が想定される中で、町が単独で行政サービスの水準を維持していくためには、人件費等の経常経費の削減や民間委託の推進など抜本的かつ大胆な財政改革を強力に進めていく必要があります。

井川町の財政状況

町の将来を考えると、財政見通しを想定することは、国における地方交付税を含めた税財源の委譲等が明確になっていない状況のなかで非常に困難です。

一般会計決算額、基金・地方債残高の推移

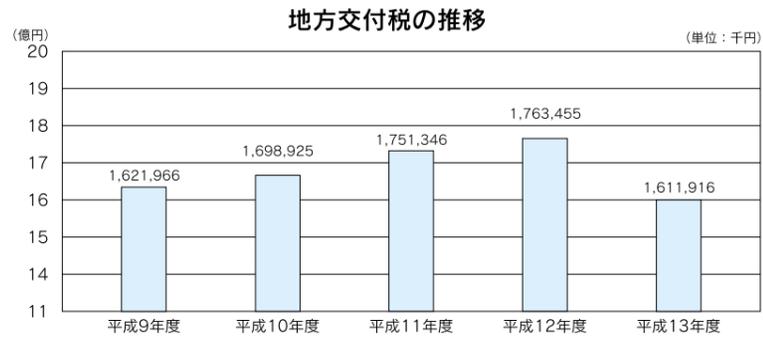


町の一般会計決算額は、平成9年度から五年間の平均で約三十七億八千万円となっています。平成十一年度を実施した老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備などが歳出の増加につながっています。基金残高は、この五年間でほぼ横ばいの状況にあります。また、地方債残高は借り入れの抑制や繰り上げ償還

などにつとめた結果、平成十一年度をピークに次年度以降は減少しています。

経常収支比率（人件費、公債費などのかならず支払わなければならない経費に、自由に使える一般財源がどの程度使われたかをみるもので、この比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があることになると。通常、七〇%以下が好ましいとされている。）は、平成十年度に八〇・一%を示してからほぼ同様に推移しており、全県の平均八二・二%と比べて低い状況にあります。

また、公債費比率（一般財源のうち、どのくらい公債費に使



つているかを示したもので、この比率が高いほど財政の硬直化が進んでおり、一〇%を超えないことが望ましいとされている。）、は、平成十一年度の一七・六%をピークに平成十三年度は一・二・七%と下がっており、県平均の一三・六%と比べ、低い状況にあります。

これらのことから、本町の財政状況は、周辺市町村や県平均と比較した場合、悪条件ではないが、良い状況でもない平均的なものとの見方もできますが、今後の町の財政見通しを考えると、歳入のうち地方交付税の削減が大きな影響を受けることを特に考える必要があります。

こうした中で、本町が単独で現在の行政サービスの水準を維持し、さらには環境保全や少子高齢化、高度情報化などの新たな行政需要に対応し、住民サービスの質を高めて行くことは極めて困難です。今後は、事業・事業の見直しを徹底的に行うとともに、事業の効率性や事業効果等を踏まえ、事務・事業の効率化、経常経費の大幅な削減を図るとともに創意工夫を加え、最少の経費で最大の効果が得られるよう取り組まなければなりません。

地方交付税の推移

井川町の地方交付税（普通・特別交付税）は、平成九年度の約十六億二千円から平成十二年度の約十七億六千万円と右肩上がり推移してきましたが、平成十三年度に約十六億一千万円となり、平成十二年と比較して約一億五千万円の減額となっています。

この要因としては、長引く経済不況による国の税収不足に対応するため、地方交付税の総額を減額し、その減額は地方の借金（臨時財政対策債）で賄うという交付制度の改正によるものがあげられます。

地方自治体の主要な財源である地方交付税は、今後なお削減がつづくものと想定されます。

地方交付税とは？

地方交付税とは、国税五税（所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税）として徴収した税を一定の割合で市町村に配分されるものです。地方交付税は、地方自治体の財源の不均衡を調整し、すべての国民に一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのものです。

合併しない場合の財政の見直し

		(単位: 百万円)													
項目		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
歳入	町税	449	431	418	415	412	412	412	414	418	418	418	418	418	
	譲与税等	142	129	124	123	119	119	119	118	118	118	118	118	118	
	地方交付税	1,612	1,585	1,529	1,470	1,427	1,384	1,350	1,349	1,293	1,275	1,215	1,207	1,202	
	国県支出金	228	426	145	140	140	140	140	182	211	169	177	137	137	
	町債	432	616	397	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
その他	301	317	221	213	213	213	223	214	215	217	216	208	208		
計	3,164	3,504	2,834	2,561	2,511	2,468	2,444	2,477	2,455	2,397	2,344	2,288	2,283		
歳出	人件費	697	714	695	690	685	680	675	670	665	665	665	665	665	
	扶助費	92	98	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	
	公債費	616	665	620	554	509	538	551	565	542	515	520	499	471	
	繰出金	277	333	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	普通建設事業	537	890	372	378	353	366	350	367	494	445	427	271	302	
	その他	838	804	752	731	722	711	701	702	702	702	702	702	701	
計	3,057	3,504	2,834	2,748	2,664	2,690	2,672	2,699	2,798	2,722	2,709	2,532	2,534		
歳入歳出差引額	107	0	0	187	153	222	228	222	343	325	365	244	251		

今後の課題

公共施設の維持・改修

町の公共施設のうち、今後考えられるのは、井川中学校の大规模改修です。中学校は昭和三十年代後半に建てられた木造校舎で、小学校との一貫校をも視野に入れた改修が想定されます。

また、地区ごとの公民館分館や児童館は、ここ数年間で改修が進み、残された箇所についてもおおむね改修の目途がついていますが、こうした施設の維持管理についても、地域への全面的な移管を含めた抜本的な改革が必要となります。

少子高齢化への対応

本町の高齢化率は、平成十二年国調現在で二六%、人口推計によるとまもなく三〇%代に達すると予想されます。子育て支援や特に高齢者に対する施策を推進するためには財政負担が一層増大することが予測されます。

また、高齢化率の上昇により、サービスを受ける人が増え、保険料などを負担する人が減ること、さらに財政負担が増加することから、財政基盤の強化が課題となります。

地域づくりへの取り組み

地域のコミュニティづくりをどう進めるかは自治の根幹にかかわります。合併の是非にかかわらず自らのことは自らでという自治の原点に立ち返り、行政と住民の役割分担を明確にしながら、様々な生活課題に地域のみなが自らで対処することが一層求められていきます。

地域住民の受益と負担についても検討を加え、理解を求めていく必要があります。

行財政改革の推進

地方分権の推進により、市町村においては、「自己決定」「自己責任」のもと、必要な事業や施策を取捨選択し、その必要な財源は自ら確保することが必要になっていきます。

今まで財源調整機能を果たしてきた地方交付税制度も長引く景気の低迷などにより見直しが行われ、自主財源確保のためには大胆な行財政改革と行政組織のスリム化が必要です。合併は究極の行政改革といわれますが、行財政改革をどのように進めていくかが大きな課題となります。

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)の概要

(平成17年3月31日までの時限立法)

市町村の合併を促進するための合併特例法は、昭和四十年に十年間の期限付きで施行されましたが、その後昭和五十年、六十年、平成七年、十一年、十二年、十四年と改正され、現在に至っています。この法律の有効期限は、平成十七年三月三十一日までとなっており、市町村の自主的な合併を推進するために次のような制度が設けられています。

住民発議による合併協議会の設置

有権者の五〇分の一以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求をすることができます。

(住民発議による合併協議会設置の議案が議会で否決された場合は、首長の判断もしくは、有権者の六分の一以上の直接請求により、合併協議会設置の住民投票を行うことができます。住民投票で過半数の賛成があった場合には、当該議案は否決されたものとみなされます。)

地域審議会の設置

合併関係市町村の区域であった区域

「ここに意見を述べることができる審議会(地域審議会)を置くことができます。」

(この審議会は、合併関係市町村の付属機関と位置づけられ、合併後の自治体運営や市町村建設計画などの監視機能であり、設置は市町村建設計画の期間である五年から十年で打ち切られる場合が多くなっています。また、必置義務はなく、最近の合併事例では地域審議会を置かない場合も多くなっています。)

議会議員の定数特例・在任特例

合併後、最初の選挙による議員の任期に限り、本来の定数の二倍以内の定数を定めることができる。「定数特例」と合併前の議員が、合併後二

年以内に限り引き続き在任することのできる「在任特例」があります。

市となるべき要件の特例

本来、地方自治法では、市となることのできるのは、人口五万人以上、中心市街地の戸数が全体の六割以上などの要件があります。

今回の合併特例法では、この要件が緩和され、平成十六年三月三十一日までに合併が行われる場合には、人口三万人以上を有することのみで市になることができます。

また、平成十七年三月三十一日までに合併が行われる場合は、人口要件四万人以上のみ緩和があり、中心市街地の戸数が全体の六割以上などの要件が満たされていない場合は市に昇格することはできません。

地方税の不均一課税

合併市町村間で税の課税に大きく不均衡がある場合や承継した財産や負債の額に著しい差がある場合は、合併後五年間を限度として旧市町村間で税金の算定に違いがあってもよいことになっています。また、課税免除をすることもできます。

農業委員会の特例

区域が著しく大きいこと、農地面積が著しく大きいことなど特別な事情がある場合は、知事の承認を得て、区域を分けて二以上の委員会を置くことができます。

国の財政支援措置

地方交付税の算定特例(合併算定替)

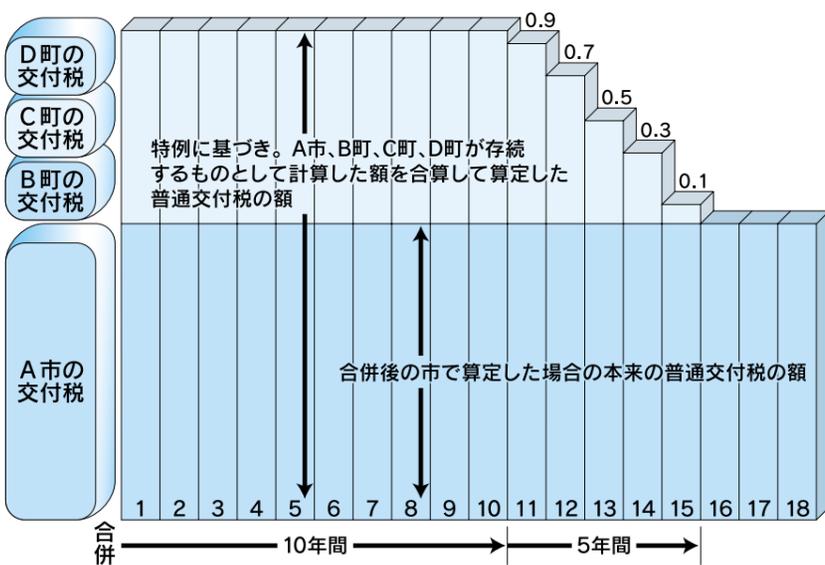
合併した場合、合併年度とこれに続く十年間は合併前の市町村ごとに算定した地方交付税が交付され(十年の

間の人口の増減で算定額が変わる)、その後は五年間で段階的に縮減されます。十六年目からは新市町村の規模に応じた算定基準で交付されることとなります。

また、合併直後の臨時的経費(ネットワークの整備や各種システムの統一

められ、その返済費用の七〇%は国が地方交付税で補てんすることになります。)

地方交付税の算定特例

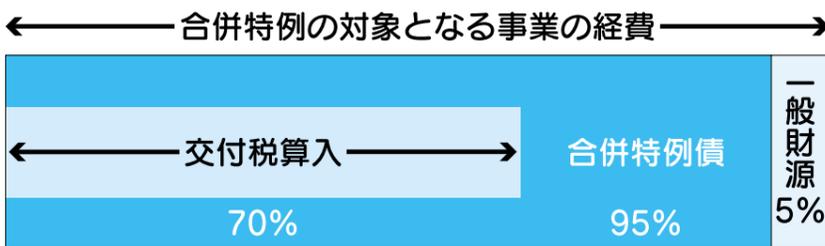


公共的施設整備のための合併特例債(総務省ホームページで試算)

合併パターン	標準全体事業費	起債可能額	普通交付税算入額	自己負担分
湖東3町	117.2億円	111.3億円	77.9億円	39.3億円
湖東5町	213.3億円	202.6億円	141.8億円	71.5億円
南秋6町	327.5億円	311.1億円	217.8億円	109.7億円
南秋8町	424.5億円	403.3億円	282.3億円	142.2億円

基金造成のための合併特例債(総務省ホームページで試算)

合併パターン	標準基金規模の上限	起債可能額	普通交付税算入額	自己負担分
湖東3町	17.6億円	16.7億円	11.7億円	5.9億円
湖東5町	29.7億円	28.2億円	19.7億円	10.0億円
南秋6町	37.7億円	35.8億円	25.0億円	12.7億円
南秋8町	40.0億円	38.0億円	26.6億円	13.4億円



周辺市町村基本データ

区分	井川町	天王町	飯田川町	昭和町	八郎潟町	五城目町	大潟村	若美町	備考
面積	47.95	41.51	15.80	40.65	17.03	214.94	170.05	42.74	km ³
人口	6,116	21,687	5,027	8,997	7,533	12,372	3,323	7,661	H12国勢調査
人口密度	127.5	522.5	318.2	221.3	442.3	57.6	19.5	179.2	人/km ³
人口推計	5,775	24,014	4,972	8,318	6,853	10,193	3,336	6,766	H22 単位：人
生産年齢人口比率	61.1%	68.3%	62.9%	62.5%	62.8%	60.0%	69.3%	62.6%	H12 15～64歳
高齢化率	26.0%	16.3%	23.6%	24.4%	23.9%	28.4%	14.5%	25.1%	H12 65歳以上
年少人口比率	12.9%	15.4%	13.5%	13.1%	13.3%	11.7%	16.2%	12.3%	H12 15歳未満
普通会計決算額	3,406	6,318	2,881	3,520	3,401	5,788	4,783	4,099	H12 単位：百万円
住民一人当たり	557	291	573	391	452	468	1,439	535	H12 単位：千円
地方債残高	4,346	5,433	2,991	5,259	3,931	6,614	4,375	5,245	H12 単位：百万円
住民一人当たり	711	251	595	585	522	535	1,317	685	H12 単位：千円
基金残高	899	1,287	572	181	474	862	622	1,023	H12 単位：百万円
住民一人当たり	147	59	114	20	63	70	187	134	H12 単位：千円
地方交付税	1,763	2,906	1,207	1,905	1,662	3,186	1,742	2,229	H12 単位：百万円
住民一人当たり	288	134	240	212	221	258	524	291	H12 単位：千円
財政力指数	0.222	0.345	0.277	0.270	0.260	0.233	0.318	0.184	H12
経常収支比率	76.9%	85.9%	83.9%	88.8%	85.8%	84.9%	76.4%	85.7%	H12
公債費比率	13.1%	12.9%	13.7%	17.0%	15.9%	13.3%	14.9%	15.4%	H12
議員定数	16	20	16	18	16	20	14	16	人
職員数	98	195	73	106	76	208	74	117	H14.4.1
市町村民税額 (個人均等割)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	単位：円
市町村民税率 (個人所得割)	標準税率								
市町村民税額 (法人均等割)	標準税率								
市町村民税額 (法人所得割)	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	
固定資産税率	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
都市計画税	-	-	-	-	-	課税あり	-	-	
事業所税	-	-	-	-	-	-	-	-	
国保税	71,150	88,366	76,455	69,610	73,092	74,261	96,434	72,171	一人当たりの 調定額(円)
介護保険料	3,500	3,000	3,248	3,740	3,500	3,000	2,070	3,500	第一号保険料 (円)
水道料金	3,460	4,080	3,120	3,120	4,620	3,780	4,130	3,510	月20m ³ 使用 単位：円
上水道普及率	100.0	71.8	98.7	95.7	99.7	91.4	100.0	67.7	
下水道料金	2,440	2,830	2,360	2,940	2,150	2,310	4,560	2,480	月20m ³ 使用 単位：円
下水道普及率	73.3	68.4	82.0	54.6	72.5	49.2	100.0	35.8	
保育料	30,000～ 80,000	25,000～ 49,000	28,000～ 49,000	30,000～ 40,000	14,400～ 29,000	15,800～ 22,000	23,890～ 35,330	19,000～ 22,000	4階層3歳未満 単位：円(H13)
道路改良率	68.9%	87.4%	66.1%	76.2%	81.6%	62.4%	100.0%	71.2%	H13.4.1
道路舗装率	79.2%	79.3%	91.3%	87.8%	92.3%	66.8%	39.9%	66.5%	H13.4.1



県民アンケート調査の 結果概要について

市町村合併に関する県民意識調査結果(秋田県実施)

県が実施した「市町村合併に関する県民意識調査」の結果を抜粋して報告します。

調査対象者
 今 回(11月調査)...20,030人(内 井川町 160人)
 前 回(5月調査)...13,060人(内 井川町 100人)

回収率
 今 回(11月調査)...11,578人(57.8%)(内 井川町 84人(52.5%))
 前 回(5月調査)...6,521人(49.9%)(内 井川町 34人(34.0%))
 前回は一般県民・行政関係者等に区分して実施したが、今回は区分を行っていないため、対象は一般県民とした。

県が昨年の五月と十一月に実施した「市町村合併に関する県民意識調査」の結果を抜粋してみました。
 対象者は各市町村の人口比率で配分し、住民基本台帳等から無作為で抽出した十八歳以上の男女で、本町の対象者は、五月調査が二〇〇人、十一月調査が一六〇人でした。

あなたの市町村は合併が必要だと思いますか？	井川町		秋田県	
	今回	前回	今回	前回
合併検討派	57.8%	64.7%	63.7%	59.2%
合併する必要がある	22.9%	29.4%	26.9%	21.0%
合併を検討する必要がある	34.9%	35.3%	36.9%	38.2%
合併する必要がない	19.3%	23.5%	23.6%	26.5%
わからない	22.9%	11.8%	12.6%	14.4%

合併する場合、平成17年3月までに合併したほうがよいと思いますか？	井川町		秋田県	
	今回	前回	今回	前回
思う	35.4%	50.0%	50.7%	43.5%
思わない	19.5%	16.7%	24.4%	20.6%
わからない	45.1%	33.3%	24.9%	35.9%

合併しない市町村では、将来どんな対応が必要になると 思いますか？	井川町	秋田県
	今回	今回
今のままでよく、特別な対応は必要ない	14.8%	6.2%
給与カットや経費の節約などする	1.2%	8.4%
必要に応じて税金や公共料金を見直していく	12.3%	13.9%
複数の市町村による広域行政を推進する	19.8%	16.0%
財政状況に合わせて行政サービスの水準を見直す	12.3%	15.1%
現在の体制でできる最小限の業務のみを行い、それ以外の業務は行わない	3.7%	4.1%
議員や職員を削減し、組織を縮小する	35.8%	36.2%

合併協議を行う際に、特に大切だと思うことは何ですか？ (複数回答可)	井川町	秋田県
	今回	今回
新市町村の名称	15.9%	10.6%
市役所(役場)の位置及び支所の設置	28.0%	21.7%
行政経費の節減など行政の効率化	40.2%	43.5%
組織、議会議員・職員人数や待遇	18.3%	23.6%
専門的職員の配置	8.5%	5.2%
税金や公共料金の水準などの住民負担	35.4%	35.1%
福祉・介護・医療等の行政サービスの水準	35.4%	37.0%
ゴミ処理・下水道等の住環境の整備	22.0%	15.1%
少子高齢化対策	15.9%	18.0%
農業・商工業など産業振興策	13.4%	18.6%
道路整備等の交通対策	7.3%	8.1%
小・中学校の区域の見直し	6.1%	9.3%
中心部の開発や周辺部の活性化などのまちづくり	12.2%	14.3%
公共施設等の整備	7.3%	3.4%
住民の声の行政への反映方法	15.9%	21.2%
地域個性の継承	12.2%	10.7%

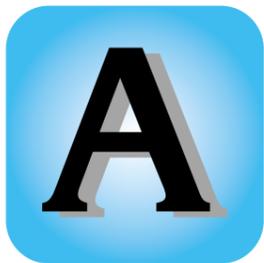


わたしたちの町はどうなるの？

市町村合併



みなさんの質問にお答えします。



Q 法定合併協議会では、具体的にどんなことを決めるのですか？

A 法定合併協議会で行うことは、合併の是非に関わる協議。市町村建設計画（合併市町村に関する基本的な計画）の作成、合併特例法の措置の活用、本庁舎の位置など、合併後の市町村全般にわたる事務、事業が調整されます。調整される項目は合併関係市町村によって異なりますが、先進地の事例では約100項目にわたるといわれています。

Q 市町村建設計画とは何ですか？

A 市町村建設計画は、合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民のみなさんが「合併する、しない」を判断する材料となる、いわば合併後のマスタープランの役割を果たすものです。市町村建設計画に盛り込むべき事項は、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村または県が実施する合併市町村建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画などとなっています。

Q 合併は町の将来を決めることであり、時間をかけてじっくり話し合う必要があるのでは？

A 合併特例法では平成十七年三月までに合併しないと、国からの地方交付税の特例措置や合併特例債などの優遇措置が受けられなくなります。合併するには法定合併協議会の設置から合併まで二ヶ月くらいかかるといわれています。設置の目安として、平成十五年五月くらいということとなります。

Q 合併特例法の期限が過ぎたらどうなりますか？また、延長されることはないのでしょうか？

Q 合併すると農業はどうなりますか？

A 新しい行政区域で農業振興地域が再設定されることや農業振興計画の見直しが行われます。合併によって、より重点的な農業振興対策が図られる可能性もありますが、一方で旧市町村の農業振興対策がなくなること考えられます。

Q 診療所や有線放送、日本国花苑はどうなりますか？

A 井川町には第三セクターが管理運営する施設はありませんが、診療所や有線放送、それに桜の名所「日本国花苑」は町で管理しています。これらの管理運営については、法定合併協議会で調整されますが、町で管理しているものは新しい市町村に引き継がれることとなります。



Q 合併特例法には財政上の措置等も規定されていますが、この措置は合併特例法の期限である平成十七年三月までとされています。現在の国の方針として合併特例法の延長はないものとされています。

Q 合併したら高齢者福祉や国民健康保険、介護保険はどうなりますか？

A 合併後の福祉施策のあり方によって異なりますが、福祉は住民サービスに直接関わることであり、法定合併協議会の中で検討していくことが必要となります。井川町の国民健康保険は周辺市町村から見ると中位で、介護保険料

は高い方になっていきます。合併によって国保税や介護保険料、サービス内容の変更が想定されます。これも法定合併協議会で検討され、合併後はいづれ統一されることとなります。

Q 合併すると愛着のある旧市町村名はどうなりますか？

A 新しい町の名称は、住民のみなさんが決めることとなりますが、旧市町村名を新しいまちの字名や公共施設名として残すこともできます。また、まちの名前を残すと同時に、地域で育まれてきた歴史や文化、伝統なども新しいまちの貴重な財産として守っていくことが大切です。

Q 合併した後の税金や公共料金はどのように決められるのですか？

A 法定合併協議会の中で協議し決定されます。一般的に合併する際は、「サービスは高い方に、負担は低いほうにあわせる」ことになっていますが、合併した先進地の事例をみると必ずしもそうではないようです。税金については、合併後五年間は旧市町村間で差があってもよいことになっていますが、将来的には統一されることとなります。

Q 効率的な行政運営を行える人口規模はどのくらいでしょうか？

A 一概にいえませんが、一般的に1万人以下になると行政経費が非効率になるといわれています。1万人から20万人まで徐々に行政効率が高くなり、20万人を越えるより高度な都市機能が必要とされ、非効率になるといわれています。

また、スケールメリット（大規模になることによって生まれる効果）が生じる分野と、きめ細かなサービスが失われるといったスケールデメリットも考えられ、効率化は複雑となっています。したがって何万人が効率的であるという基準はありません。

Q 合併すると道路や下水道の整備はよくありませんか？

A 井川町の町道舗装率は七九・三％で下水道普及率は一〇〇％となっています。周辺市町村のなかには舗装率や下水道普及率が低い町村もみられます。合併による財政支援措置を活用して整備を進めることが想定されます。

Q 消防やゴミ処理などの広域行政は今後どうなりますか？

A 井川町では、効率的に有効なサービスを提供するために、目的を同じくする市町村が協力し合つて事務や事業を行う「一部事務組合」として、「消防」と「尿処理」の二つに加入しています。今後はゴミ処理などの業務についても検討が必要ですが、広域行政を推進することも選択肢のひとつです。

Q 合併しないと国からの地方交付税はなくなるのでしょうか？

A 井川町の歳入全体（平成十三年度）の中で地方交付税の占める割合は五〇・九％となっています。国では、今後、地方交付税がどうなるか示しておらず、国の動向によって大きく左右されます。合併しないと地方交付税が減額されることも想定されますが、合併しても十六年後には合併しない市町村と同じ算出方法で地方交付税が交付されることになっています。

Q 第三セクターなどの似たような性格の施設は、整理統合に向かうことが想定されます。

市町村合併に関するお問い合わせは

役場総務課まで（有線4561・874・4411）